

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。

また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

(3) 一般廃棄物処理事業債については、償還期間を更に延長すること。

2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 家電リサイクル制度の適切な見直し

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡

大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。

- (3) 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。
- (4) 制度の対象品目を拡大すること。

4. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し等

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大すること。
- (4) 再商品化手法については、都市自治体が柔軟に選択できるよう制度を見直すこと。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用を促進すること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体の連携を強化すること。

6. マイクロプラスチックを含む海洋ごみについては、実態解明と発生抑制対策を講じること。

7. リチウムイオン電池等処理困難物については、製品廃棄に係る注意喚起の明示等を事業者に促すとともに、事業者による自主回収ルートの整備など適正処理体制を構築すること。

8. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理困難物については、適正処理を推進するため、都市自治体における処理実態を調査すること。

また、対象品目の拡大や廃スプリングマットレスの事業者による自主回

収・リサイクルシステムの構築など必要な措置を講じること。

9. 焼却灰等のリサイクル処理費用については、十分な財政措置を講じること。

また、溶融スラグについては、更なる利用促進に向け、必要な措置を講じること。

10. 安定した古紙リサイクルシステムを維持するため、回収費用に係る財政措置など必要な支援策を講じること。

11. 太陽光発電設備については、適正処理が行われるようリサイクルシステムを構築すること。

12. PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、財政措置を講じること。

13. 都市自治体の処理負担を軽減するため、事業系廃棄物一般廃棄物及び産業廃棄物に係る区分の見直しを検討すること。

14. 産業廃棄物処理施設の設置については、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。

15. 災害廃棄物処理対策の推進

（1）災害廃棄物処理を迅速かつ適切に実施できるよう広域処理等の支援体制を整備すること。

（2）災害等廃棄物処理事業については、平時における事前対策についても補助対象とするなど十分な財政措置を講じること。

（3）仮置場の整備及び復旧に係る費用については、十分な財政措置を講じること。

16. 東日本大震災関係

災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。